



県章

# 山形県公報

平成30年5月15日（火）

第2943号

毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………（庄内総合支庁地域保健福祉課）…489
- 同……………（同）…同
- 指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………（同）…490
- 事業の認定……………（県土利用政策課）…同

### 教育委員会関係

#### 告 示

- 山形県教育委員会5月定例会の招集……………491

### 公 告

- 一般競争入札の公告……………（会計局）…492
- 同……………（警察本部）…493
- あっせん員候補者の公示……………（労働委員会）…495

## 告 示

### 山形県告示第406号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成30年5月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人かたばみ会	デイサービスセンターかたばみ荘 酒田市北千日堂前字松境18番1	通 所 介 護	平成30. 4. 30

### 山形県告示第407号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成30年5月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンターこあら 訪問看護ステーション 酒田市こあら二丁目5番地2号	居宅療養管理指導	平成30. 5. 1

**山形県告示第408号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成30年5月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンターこあら 訪問看護ステーション 酒田市こあら二丁目5番地2号	介護予防居宅療養管理指導	平成30. 5. 1

**山形県告示第409号**

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成30年5月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 起業者の名称  
社会福祉法人偕寿会
- 2 事業の種類  
特別養護老人ホーム蓬仙園移転事業及びこれに伴う用水路付替工事
- 3 起業地  
(1) 収用の部分 上山市金谷字藤木及び高野字藤木及び永野字川原地内  
(2) 使用の部分 なし
- 4 事業の認定をした理由

## (1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

特別養護老人ホーム蓬仙園移転事業（以下「本体事業」という。）は、土地収用法（昭和26年法律第219号）第3条第23号に掲げる「社会福祉法（昭和26年法律第45号）による社会福祉事業若しくは更生保護事業法（平成7年法律第86号）による更生保護事業の用に供する施設又は職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）による公共職業能力開発施設若しくは職業能力開発総合大学校」に関する事業に該当する。

また、本体事業の施行により敷地に存する用水路の機能を維持するための付替工事（以下「関連事業」という。）は、土地収用法第3条第5号に規定する「国、地方公共団体、土地改良区（土地改良区連合を含む。以下同じ。）又は独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構が設置する農業用道路、用水路、排水路、海岸堤防、かんがい用若しくは農作物の災害防止用のため池又は防風林その他これに準ずる施設」に関する事業に該当する。

以上のことから、本体事業及び関連事業（以下「本件事業」という。）は、土地収用法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

## (2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である社会福祉法人偕寿会は、既に必要な財源措置を講じており、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有することから、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

## (3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

## イ 本件事業の施行により得られる公共の利益について

現在の施設は建設後34年が経過していることから老朽化が著しく、水道管の破損や雨漏り等が問題となっているほか、4人部屋の多床室がほとんどとなっているため、プライバシーや個人の尊厳に配慮した個室の整備が求められている。また、敷地の一部が土砂災害警戒区域に指定されていることもあり、施設の移転改築により入所者や職員等の安全確保や高齢者福祉環境の充実を図ることが求められている。

また、上山市と福祉避難所としての協定を締結しており、災害時の避難場所としての機能の充実が課題となっている。

本件事業は、これらの問題への対応として、既存の施設の短所を補完するとともに、地域の高齢者福祉ニーズに対応し、また、災害時の避難場所としての機能を有する施設を建設するものであり、地域の高齢者福祉対策に大いに寄与するものである。

以上のように、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

ロ 本件事業の施行により失われる利益について

本件事業を施行する区域には、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律及び文化財保護法により、起業者が保護のため特別な措置を講ずべき動植物及び文化財は確認されていない。

よって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ハ 本件事業の起業地について

本件事業に係る起業地の選定にあたっては、十分な敷地面積の確保、施設利用者の利便性や安全性、経済性等により申請案のほか周辺の2案について検討が行われている。申請案と他の2案を比較すると、申請案は県道及び市道の幹線道路に接しており出入口も2箇所設置できるため、利便性や災害時等の安全性に優れているほか、支障物件も少なく、また、中川福祉村エリア内であることからこれまでと同様に協力病院や地域との連携が継続できること等、社会的、地理的、経済的な見地から総合的に勘案すると、申請地が最も適切であると認められる。

ニ イで述べた得られる公共の利益とロで述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、ハで述べたように、本件事業の起業地は他の土地と比較して最も適切であると認められる。

以上により、本件事業は土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

イ (3)のイで述べたように、現在の施設は老朽化が著しく、水道管の破損や雨漏り等が問題となっているほか、4人部屋の多床室がほとんどとなっているため、プライバシーや個人の尊厳に配慮した個室の整備が求められている。また、敷地の一部が土砂災害警戒区域に指定されていることもあり、施設の移転改築による入所者や職員等の安全確保や高齢者福祉環境の充実を図ることが求められている。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

ロ また、本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画を実現するため必要な範囲であると認められる。さらに、起業地の範囲は一時的な利用に供されるものは存在せず、使用的手段には馴染まないため、収用の手段を講じることも合理的であると認められる。

ハ 以上のことから、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までにおいて述べたように、本件事業は、土地収用法第20条各号の要件を充足すると判断される。

以上の理由により、本件事業について、土地収用法第20条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 起業地を表示する図面の縦覧場所

上山市健康推進課

## 教育委員会関係

### 告 示

#### 山形県教育委員会告示第12号

山形県教育委員会5月定例会を次のとおり招集した。

平成30年5月15日

山 形 県 教 育 委 員 会

教 育 長 廣 瀬

涉

1 招集の日時 平成30年5月16日（水） 午後2時

2 招集の場所 山形市松波二丁目8番1号

山形県庁舎教育委員室

3 議 題

(1) 山形県青年の家に係る指定管理者の募集について

(2) 山形県朝日少年自然の家に係る指定管理者の募集について

(3) 山形県金峰少年自然の家に係る指定管理者の募集について

(4) 山形県体育館及び山形県武道館に係る指定管理者の募集について

## 公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、照明付きハンドル式集密書架の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成30年5月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 1 入札の場所及び日時

(1) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室（2階）

(2) 日 時 平成30年6月8日（金） 午前10時

### 2 入札に付する事項

(1) 調達をする物品の名称及び数量 照明付きハンドル式集密書架 一式

(2) 調達をする物品の仕様等 仕様書による。

(3) 納入期限 平成30年8月31日（金）

(4) 納入場所 山形市緑町一丁目2番36号 山形県立図書館地下書庫（地下1階）

(5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。

(2) 平成30年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成30年2月6日付け県公報第2916号）により公示された資格を有すること。

(3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

### 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等

(1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目8番1号 山形県会計局会計課調達担当 電話番号023(630)2720

(2) 入札説明書及び仕様書の交付場所等 山形県会計局会計課調達担当で交付するほか、山形県のホームページ（<http://www.pref.yamagata.jp/>）からもダウンロードできる。

### 5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

#### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

#### 7 落札者の決定の方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

#### 8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

#### 9 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登録されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を平成30年5月30日（水）午前11時までに、競争入札参加資格者名簿に登録されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を同月28日（月）午前11時までに山形県会計局会計課調達担当に提出するとともに、併せて2の(1)の物品の仕様に適合するものとして作成した応札に係る物品の仕様書（以下「応札物品仕様書」という。）及び競争入札に係る応札物品仕様書等審査申請書を提出すること。

(2) (1)により提出された応札物品仕様書については、2の(1)の物品の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札物品仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。

(3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。

(4) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。

(5) 詳細については入札説明書及び仕様書による。

#### 10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: Mobile Shelving System with Lighting Moved by Handle: 1 set

(2) Time-limit for tender: 10:00 A.M. June 8, 2018

(3) Contact point for the notice: Commodity Supplies Section, Accounting Division, Treasury Bureau, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan  
TEL 023 (630) 2720

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、電子計算機の賃貸借及び保守サービスの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成30年5月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 1 入札の場所及び日時

(1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部101会議室（1階）

(2) 日時 平成30年7月2日（月） 午後2時

#### 2 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等及び特定役務の名称及び数量

電子計算機の賃貸借及び保守サービス 一式

(2) 調達をする物品等及び特定役務の仕様等 仕様書による。

(3) 契約期間 平成31年1月1日から平成35年12月31日まで

(4) 納入期限及び納入場所 仕様書による。

(5) 入札方法 (3)の契約期間に掲げる期間に相当する料金の総価のうち3箇月分に相当する金額により行う。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当

該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約期間に相当する料金の総額のうち3箇月分に相当する金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 平成30年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成30年2月6日付け県公報第2916号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

- (5) 当該賃貸物品等に対し、迅速なアフターサービス及びメンテナンスを行う体制が整備できること。

### 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

- (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等  
山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部警務部情報管理課開発運用係  
電話番号023(626)0110

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付場所 入札説明書及び仕様書の交付申請書を提出した者に対し、山形県警察本部警務部情報管理課開発運用係で交付する。

### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額（契約期間における総額）の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

### 7 落札者の決定の方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

### 8 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

### 9 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、規則第125条第5項の競争入札参加資格者名簿（様式第104号によるもの）に限る。以下「競争入札参加資格者名簿」という。）に登載されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を平成30年6月4日（月）午後4時までに、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を同年5月28日（月）午後4時までに山形県警察本部警務部情報管理課開発運用係に提出するとともに、併せて2の(1)の物品等及び特定役務の仕様に適合するものとして作成した応札に係る物品等及び特定役務の仕様書（以下「応札物品仕様書」という。）、3の(5)に係る事項を証明する書類（以下「証明書」という。）及び競争入札に係る応札物品仕様

書等審査申請書を提出すること。

- (2) 応札物品仕様書及び証明書を提出した者は、入札日の前日までに当該応札物品仕様書及び証明書に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。
- (3) (1)により提出された応札物品仕様書及び証明書については、2の(1)の物品等及び特定役務の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札物品仕様書及び証明書を提出した者は、この入札に参加することができない。
- (4) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、再委託の禁止に関する定め、個人情報の保護に関する定め、及びこの契約に係る次年度以降の歳入歳出予算が成立しない場合の契約解除に関する定めを設けるものとする。
- (5) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (6) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be procured: Lease and maintenance service of the computers: 1 set
- (2) Time-limit for tender: 2:00 P.M. July 2, 2018
- (3) Contact point for the notice: Information Management Section, Police Administration Division, Yamagata Prefectural Police Headquarters, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8577 Japan TEL 023(626)0110

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第10条の規定によるあっせん員候補者は、次のとおりとする。  
平成30年5月15日

山 形 県 労 働 委 員 会  
会 長 立 松 潔

氏 名	関 歴
立松 潔	山形県労働委員会委員、国立大学法人山形大学名誉教授
山上 朗	山形県労働委員会委員、弁護士
阿部 未央	山形県労働委員会委員、国立大学法人山形大学准教授
鈴木 靖子	山形県労働委員会委員、山形家庭裁判所家事調停委員
村山 永	山形県労働委員会委員、弁護士
伊藤 功	山形県労働委員会委員、自治労山形県本部書記長
水戸 吉一	山形県労働委員会委員、全国交通運輸労働組合総連合山形県支部委員長
舘内 悟	山形県労働委員会委員、日本労働組合総連合会山形県連合会副事務局長
伊藤 幹男	山形県労働委員会委員、東北電力労働組合山形県本部委員長
中村 理子	山形県労働委員会委員、自治労山形県本部特別執行委員
石堂 栄一	山形県労働委員会委員、酒田商工会議所参与
丹 哲人	山形県労働委員会委員、一般社団法人山形県経営者協会専務理事
高橋紀美子	山形県労働委員会委員、株式会社秀電社代表取締役社長
石原 信義	山形県労働委員会委員、山形パナソニック株式会社総務部長
大風 亨	山形県労働委員会委員、株式会社大風印刷代表取締役社長
石川 由美	山形県労働委員会事務局長
鈴木 仁	山形県労働委員会事務局審査調整課長

平成30年5月15日印刷 発行所 山形県庁  
平成30年5月15日発行 発行人 山形県